

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算とは

平成18年4月の介護保険制度改正において、居宅介護支援事業所の中立・公平性の確保を徹底させることを目的に新たに創設されたものです。

各居宅介護支援事業所において前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、1月につき200単位が所定単位数から減算されます。（指定介護予防サービスは判定の対象に含まれません。）

2 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「3 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

なお、判定期間の中途において事業所の新規指定を受けた及び事業所を休止・廃止したことにより、判定期間内の6月間を通して事業を運営していない事業所については届出の対象外となります。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月から8月まで (※平成30年度においては4月から8月まで)	判定期間後の10月から3月まで減算
後期	9月から2月まで	判定期間後の4月から9月まで減算

3 判定方法

- (1) 判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- (2) (1)のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- (3) 訪問介護サービス等をそれぞれ位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- (4) (3)の結果、訪問介護サービス等のそれぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人（以下「紹介率最高法人」という。）を特定。
- (5) (4)で特定した紹介率最高法人について、その紹介率を算出 $\{(3) \div (2) \times 100\}$ した結果、訪問介護サービス等のいずれか1つでも、紹介率が80%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

4 判定様式

- (1)別添様式② 「紹介率最高法人算出シート」

- ・上記3(1)～(4)までを算出するための参考様式。市への提出は不要。
- ・記載欄不足の場合など必要に応じて加除修正して差し支えない。また、紹介率最高法人を特定するための算出内訳が分かるものであれば、必ずしもこの様式にこだわることなく、事業所で作成した任意様式でもよい。

- 市への提出は不要だが、減算適用の有無の根拠となる資料であり、様式②又は事業所の任意様式にて必ず作成し、2年間保管しておくこと。

(2)別添様式① 「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書」

- 様式②「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式を用いて算出した結果に基づいて作成し、紹介率最高法人について記載し、紹介率を算出すること。
- 訪問介護サービス等のいずれか1つでも紹介率80%を超えていれば、様式①を市へ2部提出すること。(内容審査後1部に受理印を押印し返送します)
- 訪問介護サービス等のいずれも紹介率80%を超えなかった場合、この様式の市への提出は不要。事業所において届出書には必ず内容を記載の上、2年間保管しておくこと。なお、この場合、様式③を市に提出してください。

<提出期限>

	判定期間	市への提出期限
前期	3月から8月まで (※平成30年度においては4月から8月まで)	判定期間後の9月15日
後期	9月から2月まで	判定期間後の3月15日

5 紹介率が80%を超えた場合の「正当な理由」について

紹介率が80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、その理由を様式①に記載して提出してください。

市では、その理由が次の「6 「正当な理由」と認められる場合」に該当するかどうか個別に判断します。なお、「正当な理由」の判断において必要がある場合には、ヒアリングを行うこともあります。

<判断結果通知の方法>

「正当な理由」に該当…提出された届出書2部のうち1部に受理印を押印して返送。

「正当な理由」に該当しない…別途通知。

6 「正当な理由」と認められる場合

以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合は「正当な理由」があるものとして減算対象外とします。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の実施地域（運営規定に定める通常の実施地域）に訪問介護サービス等が各サービスごとに見た場合に5事業所未満である場合。

→様式①の理由欄に、理由と通常の実施地域内における各サービスの事業所数を記載すること。なお、以下の例に留意のこと。

<例：訪問介護、通所介護ともに紹介率80%超の居宅介護支援事業所の例>

※通常の実施地域内に、訪問介護は4事業所、通所介護は10事業所ある場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

- (2) 特別地域加算を受けている居宅介護支援事業者である場合。
- (3) 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数（別添様式①の「平均」欄）が20件以下の場合。

- (4) 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下である場合

＜例：訪問介護、通所介護ともに紹介率 80% 超の居宅介護支援事業所の例＞

※訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

- (5) 紹介率最高法人が、青森県で平成 28 年度から実施する「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により認証を取得した法人である場合。